

令 2 河 川 第 3 4 7 号 令和 2 年 (2020·年) 11 月 19 日

上関原発を建てさせない祝島島民の会 代 表 滑 水 敏 保 様

山口県土木建築部河川課士

是是

「一般海域占用許可に係る利害関係人についての公開質問状」に対する回答について

2020年10月23日付けで質問のありましたこのことについては、下記のとおりです。

野

1 Q1に対する回答

許可漁業や自由漁業とは異なり、漁業権は漁業法により物権とみなされており、物権的請求権(妨害排除、妨害予防)を有していることから、漁業権が侵害される場合は、妨害排除請求権等を行使することが可能です。

2 Q2に対する回答

利害関係人の具体的な意義や範囲については各法令によって異なり、それぞれの規定の趣旨に応じて判断するとされています。

したがって、お尋ねのように、法律や条例に直接「利客関係人」の意義や範囲が規定されていないことをもって、その解釈や運用に法的根拠がないとすることには理由がありません。

一般海域の利用に関する条例に基づく占用許可においては、排他独占的な権利を有する者を利害関係人としており、違法行為にあたるとの御指摘は当たりません。

3 Q3に対する回答

一般海域の利用に関する条例に基づく占用許可においては、排他独占的な権利を有する者を利害関係人としており、そのような権利を有していない者は、 利害関係人には当たりません。

> 河川課水政班 TEL:083-933-3770